

もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例（案）

（もとす広域連合個人情報保護条例の一部改正）

第1条 もとす広域連合個人情報保護条例（平成16年もとす広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第50条・第51条）」を「第4章 雑則（第50条・第51条）」を
第5章 罰則（第52条—第57条）」に改める。

第2条第1号中「特定の個人が識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ただし書中「次に掲げるものを」を「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を」に改め、同号ア中「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改め、同号イ中「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）」を「個人識別符号が含まれるもの」に改め、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第28条第2項において同じ。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中

第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第4項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報に限る。)」に改め、同項各号を削る。

第8条中「使用」を「利用」に改める。

第9条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項ただし書中「文化的資料」を「文化的な資料」に改める。

第10条及び第11条第4項中「使用」を「利用」に改める。

第12条第2項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第14条第2項中「未成年若しくは」を「未成年者若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に定める者は、当該各号に定める区分に応じ、死者を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示請求をすることができる。

(1) 親権者 死亡時において未成年であった子に関する情報

(2) 相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母、慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

第15条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の

内容に係る部分

第16条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第20条第5項第1号中「この項」を「本項」に改める。

第22条第2項中「文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）についてはその種別」を「文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別」に改める。

第28条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第29条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第33条の2の見出しを「（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

本則に次の1章を加える。

第5章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を

自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第52条から前条までの規定は、本広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(もとす広域連合情報公開条例の一部改正)

第2条 もとす広域連合情報公開条例(平成16年もとす広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

第18条中「文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により」を「文書又は図画については閲覧又は写しの交付により」に改める。

第20条の2の見出しを「(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後のもとす広域連合個人情報保護条例（以下「改正後条例」という。）第2条第8号に規定する実施機関が保有している個人情報であつて、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例（平成 年もとす広域連合条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。